

(令和元年度第 10 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価方法書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 3

- 普天間飛行場代替施設建設事業に係る事後調査報告書等
 - (1) 事業概要 5
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 8

沖縄北部テーマパーク事業の概要

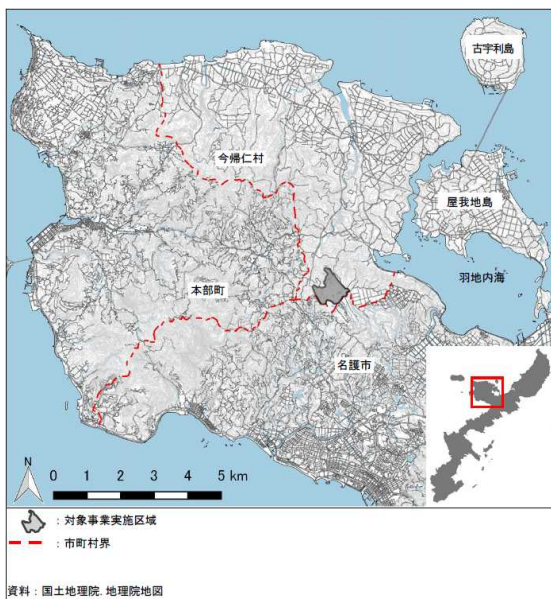
- 1 事業名 沖縄北部テーマパーク事業
- 2 事業者 株式会社ジャパンエンターテイメント 代表取締役 加藤健史
- 3 事業場所 沖縄県今帰仁村呉我山地内
(現：オリオン嵐山ゴルフ倶楽部の敷地内)

4 事業目的

本事業は、沖縄県今帰仁村に位置する既存のゴルフ場を活用して、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を体感するテーマパークへと再整備することで、沖縄経済の活性化及び観光立県・沖縄を推進し、ひいては、観光立国・日本の観光戦略の要となり、日本の観光および経済に貢献することを目的とした。

5 事業概要

- (1) 事業種類 スポーツ若しくはレクリエーション施設の設置又は変更の事業
※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）12
- (2) 事業規模 約56ヘクタール
- (3) 予定施設
 - ・体験施設（10施設）
 - ・管理施設（事務所・厨房など4棟）
 - ・駐車場（平面駐車場2か所、合計約1,200台収容）



6 経緯

(1) 配慮書対象事業の経緯

沖縄県における新たなテーマパーク事業は、2018年6月に同事業の実現を目的に、株式会社ジャパンエンターテイメントが準備会社として設立され、本事業の実施者となった。準備会社には、現在、株式会社刀、オリオンビール株式会社、株式会社リウボウ、株式会社ゆがふホールディングス、近鉄グループホールディングス株式会社、株式会社JTB等が出資している。なお、対象事業実施区域は、オリオンビール株式会社の子会社であるオリオン嵐山ゴルフ倶楽部株式会社が保有する沖縄島北部のオリオン嵐山ゴルフ倶楽部である。

(2) 環境影響評価手続の経緯

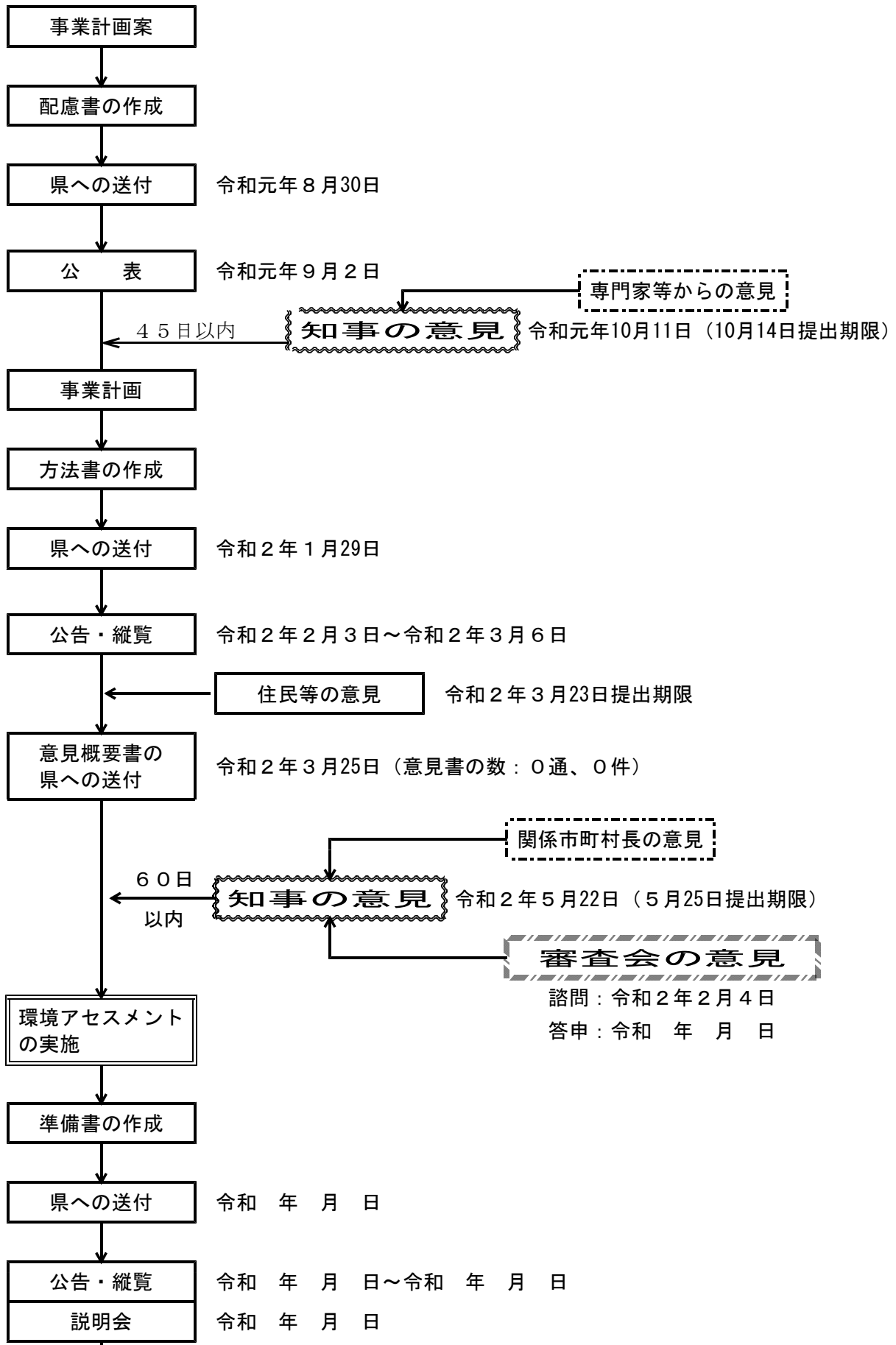
○配慮書手続

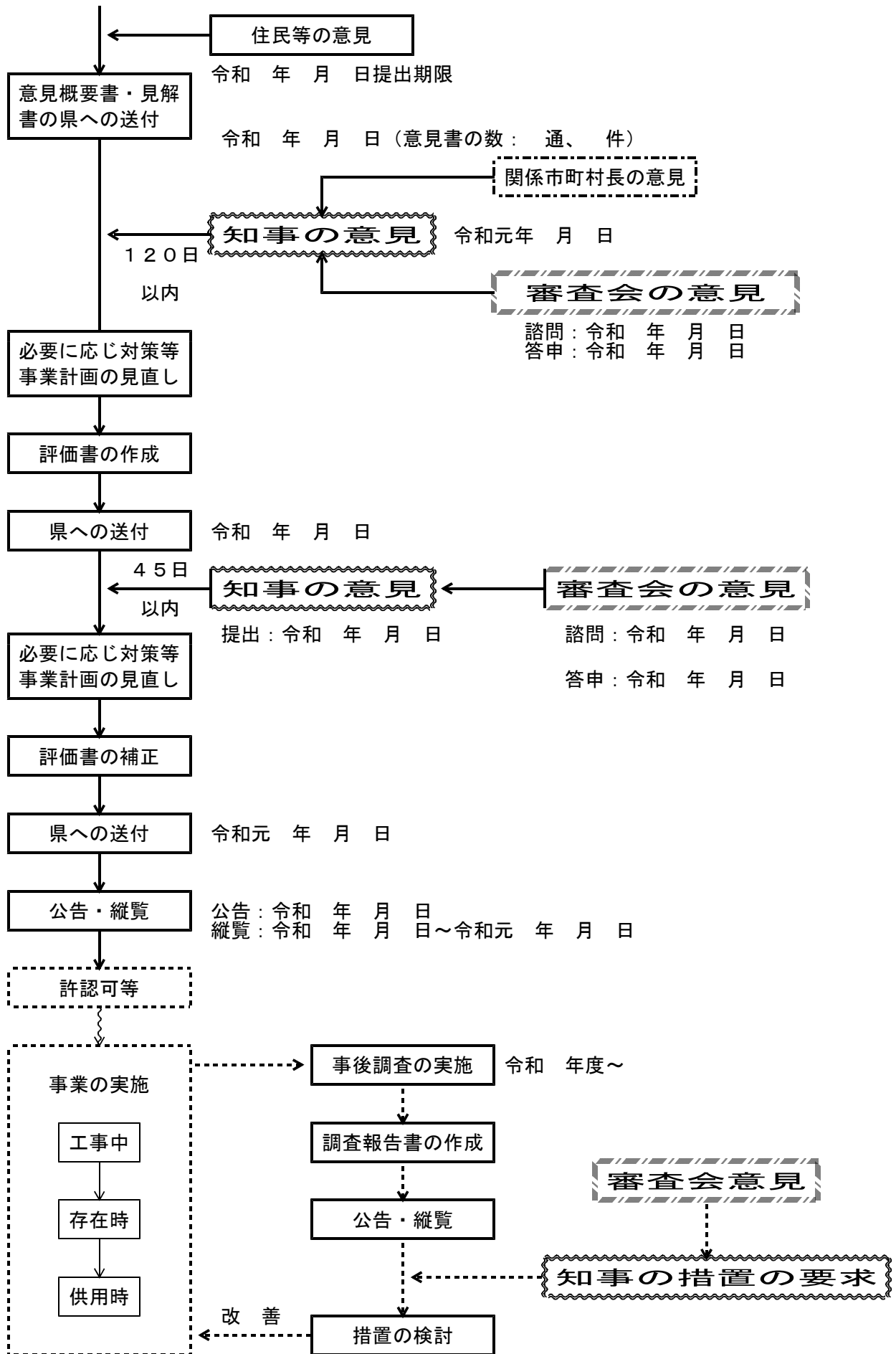
令和元年 8月30日	計画段階環境配慮書の県への送付
10月11日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出（期限10月14日）
12月20日	配置案の決定・公表

○方法書手続

令和2年 1月29日	方法書の県への送付
2月3日	方法書の公告・縦覧（2月3日～3月6日）
2月4日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
3月25日	意見の概要の送付

沖縄北部テーマパーク事業の環境アセスメントに関する流れ





《普天間飛行場代替施設建設事業の概要》

1 事業概要

(1) 対象事業の名称 普天間飛行場代替施設建設事業

(2) 事業者の名称 沖縄防衛局 局長 田中 利則

(3) 事業目的

本事業は辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾に一部埋立てにより普天間飛行場代替施設を整備し、同飛行場の移設・返還を進めることを目的とする。

(4) 事業の種類及び規模

法・条例の区分	事業の種類	規 模
条例対象事業	飛行場の設置の事業	滑走路長： 1,200m (2本) ^{※1}
法対象事業 (第一種事業)	公有水面の埋立ての事業	埋立面積：約160ha ^{※2}

※1 面積：約205ha

※2 内訳：代替施設本体約150ha、護岸部分約5ha、辺野古地先作業ヤード約5ha

(5) 対象事業実施区域 名護市辺野古沿岸域

(6) 航空機の種類
 回転翼機：CH-53、UH-1、AH-1
 ティルトローター機：MV-22
 短距離離発着機：C-35、C-12
 他の飛行場からの飛来機：C-20等

(7) 埋立土量

表-2.3.2.1 現時点で想定している埋立土砂

埋立土砂の種類	採取量	備 考
山土	約 400 万 m ³	キャンプ・シュワブ既存陸上部の整地及び辺野古ダム周辺からの採取を想定
岩ズリ (購入土砂)	約 1,640 万 m ³	沖縄、九州、瀬戸内周辺からの購入を想定
購入砂	約 60 万 m ³	沖縄島周辺からの購入を想定
計	約 2,100 万 m ³	

※公有水面埋立承認願書に添付された環境保全図書より転載

2 経緯

(1) 位置選定の経緯

ア 平成8年12月2日のSACO最終報告で普天間飛行場の返還及び代替施設として海上基地を建設すること等を決定した。

イ 平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会(以下、「同委員会」という)において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾を結ぶL字型に設置する案が承認された。

ウ 平成18年5月1日の同委員会において、周辺地域上空の飛行ルートを回避してほしいとの地元要望を踏まえ、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、2本の滑走路をV字型に配置することが承認された。

エ 平成21年9月16日、民主党鳩山内閣が発足。新たな移設先について再検討を開始。

オ 平成22年5月28日の同委員会において、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することが再確認された。

カ 平成23年6月21日の同委員会において、代替施設を海面の埋立てを主要な工法として、V字型に配置される2本の滑走路を有するものとする事が決定された。

(2) 環境影響評価の手續の経緯

○方法書手續

平成19年 8月 7日 方法書の県への送付
12月21日 方法書(飛行場事業)に対する知事意見
平成20年 1月21日 方法書(埋立事業)に対する知事意見

○準備書手續

平成21年 4月 1日 準備書の県への送付
10月13日 準備書に対する知事意見

○評価書手續

平成23年12月28日 評価書の県への送付
平成24年 2月20日 評価書(飛行場事業)についての知事意見
3月27日 評価書(埋立事業)についての免許権者としての知事意見

平成24年12月18日 補正評価書の県への送付
12月27日 補正評価書の公告・縦覧(～平成25年 1月29日)

平成26年 6月30日 工事着手届(飛行場事業)の送付
平成27年10月28日 工事着手届(埋立事業)の送付

○事後調査報告書手続

【工事中・工事前】

(平成26～28年度 事後調査報告書)

平成29年10月24日 「平成26、27年度事後調査報告書」、「平成28年度事後調査報告書」等の県への送付

平成30年 7月 4日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

7月 6日 事後調査報告書等に対する環境保全措置要求の提出

(平成29年度 事後調査報告書)

平成30年 9月28日 「平成29年度事後調査報告書」等の県への送付

12月27日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

令和元年 7月23日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

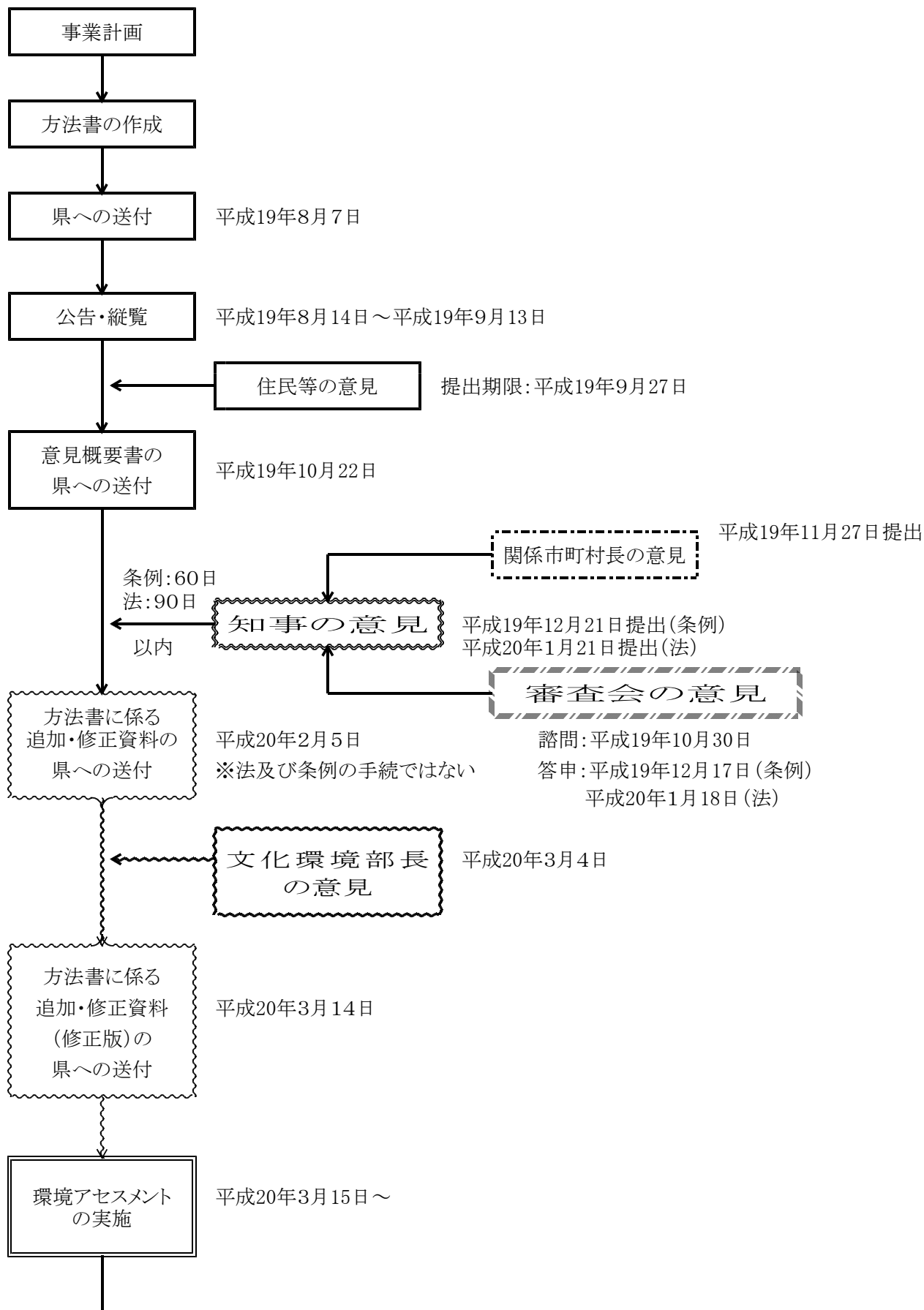
8月 6日 事後調査報告書等に対する環境保全措置要求の提出

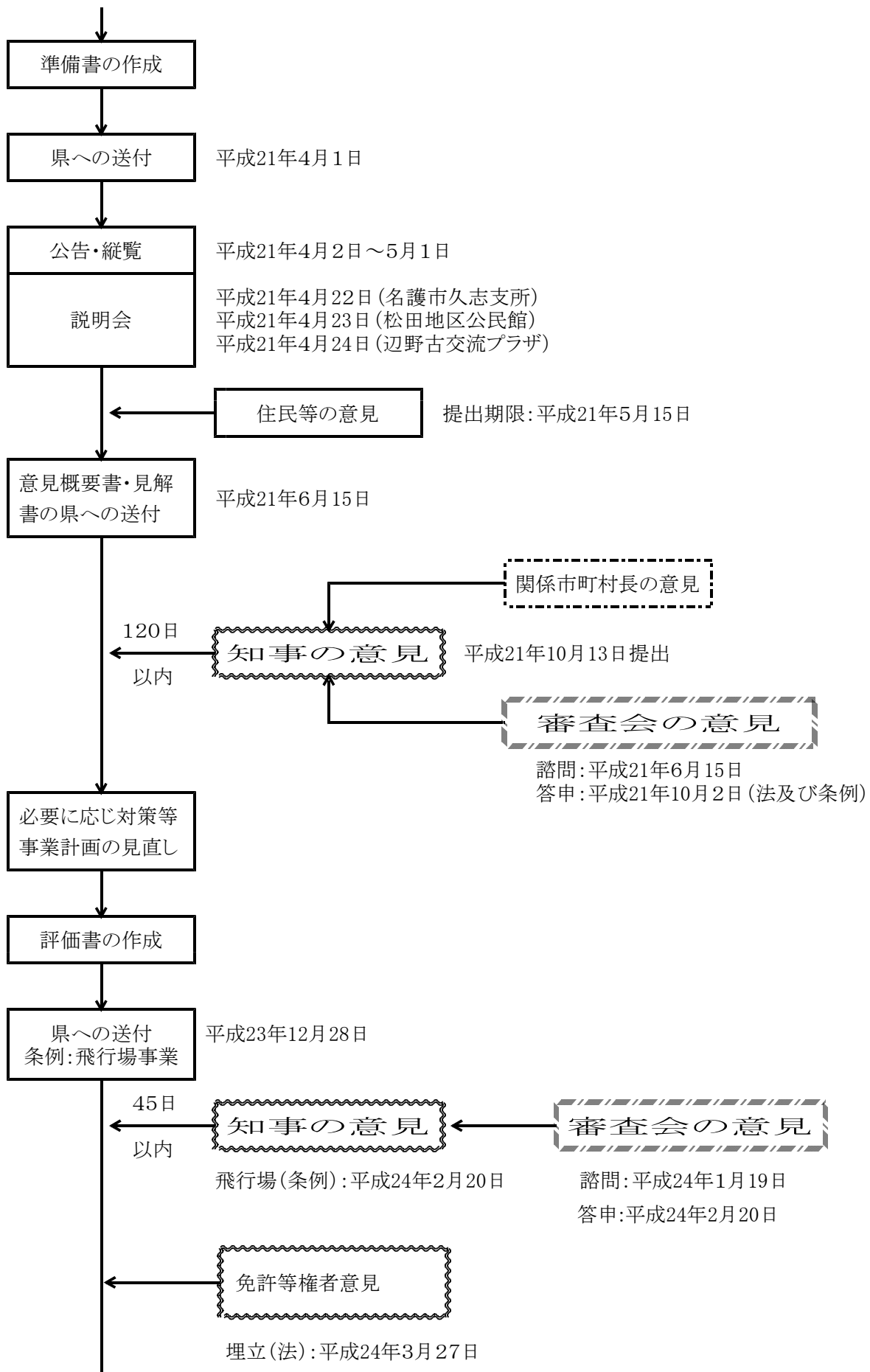
(平成30年度 事後調査報告書)

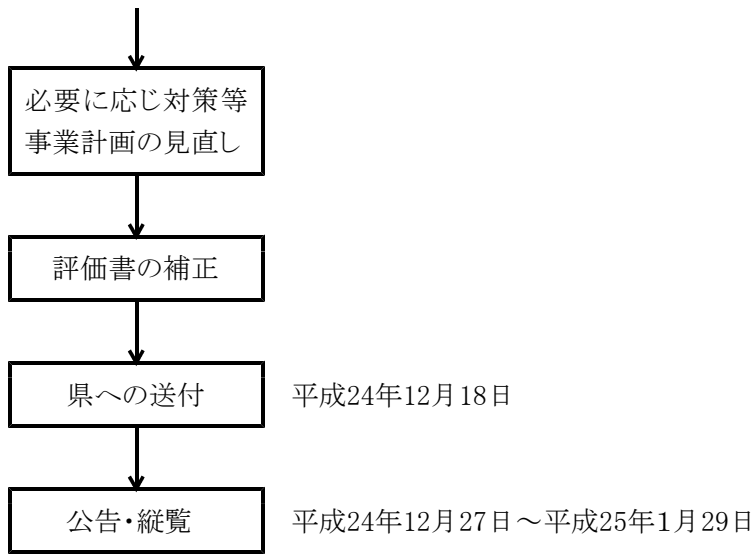
令和元年 9月30日 「平成30年度事後調査報告書」等の県への送付

11月28日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

3 環境影響評価手続の流れ







アセス手続の終了

○ 事後調査手続

